

## 第2号様式（第4条）

## 廃棄物処理施設（最終処分場）維持管理記録票

(令和7年6月分)

施設の名称	神明台処分地（第7次I・II・III期埋立）				
施設の種類	一般廃棄物最終処分場				
施設の設置場所	横浜市泉区池の谷4098外				
施設の概要	面積	93,000m <sup>2</sup> (3万4千m <sup>2</sup> +3万5千m <sup>2</sup> +2万4千m <sup>2</sup> )	埋立容量	1,500,000m <sup>3</sup> (33万m <sup>3</sup> +81万m <sup>3</sup> +36万m <sup>3</sup> )	
埋立処分量 (t) (累計)	一般廃棄物	焼却灰	不燃物	計	
		1,188,169	39,268	1,227,437	
	産業廃棄物	燃え殻	汚泥	廃プラスチック類	ゴムくず
		金属くず	ガラス・陶器くず	鉱さい	がれき類
		ばいじん	その他		月計
覆土量	覆土量		埋立量		
残余埋立容量（令和 年度末時点）m <sup>3</sup>					
擁壁点検	点検日：	令和7年6月30日 結果：異状なし			
	措置日：	年 月 日	内容：		
遮水工点検	点検日：	令和7年6月30日 結果：異状なし			
	措置日：	年 月 日	内容：		
調整池点検	点検日：	令和 年 月 日	結果：		
	措置日：	年 月 日	内容：		
浸出水処理施設点検	点検日：	令和7年6月17日	結果：異状なし		
	措置日：	年 月 日	内容：		

## 公共用水域に排出する放流水の水質検査結果

施設名	神明台処分地(第7次Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ期埋立)			
採取場所	排水処理施設放流口			
水質検査結果の得られた年月日	令和7年6月17日			
項目	単位	採取年月日	検査結果	基準値
カドミウム及びその化合物	mg/L			※1 0.03
シアノ化合物	mg/L			1
有機燐化合物	mg/L			0.2
鉛及びその化合物	mg/L			0.1
六価クロム化合物	mg/L			0.2
砒素及びその化合物	mg/L			0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L			0.005
アルキル水銀化合物	mg/L			検出されないこと※3
ポリ塩化ビフェニル	mg/L			0.003
トリクロロエチレン	mg/L			0.1
テトラクロロエチレン	mg/L			0.1
ジクロロメタン	mg/L			0.2
四塩化炭素	mg/L			0.02
1,2-ジクロロエタン	mg/L			0.04
1,1-ジクロロエチレン	mg/L			1
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L			0.4
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L			3
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L			0.06
1,3-ジクロロプロパン	mg/L			0.02
チウラム	mg/L			0.06
シマジン	mg/L			0.03
チオベンカルブ	mg/L			0.2
ベンゼン	mg/L			0.1
セレン及びその化合物	mg/L			0.1
ほう素及びその化合物	mg/L			10
ふつ素及びその化合物	mg/L			8
アンモニア、アンモニウム化合物	mg/L			※6 100
亜硝酸化合物	mg/L			
硝酸化合物	mg/L			
ダイオキシン類	pg-TEQ/L			10
フェノール類	mg/L			0.5
銅及びその化合物	mg/L			1
亜鉛及びその化合物	mg/L	令和7年6月5日	<0.1	1
鉄及びその化合物(溶解性のものに限る)	mg/L	令和7年6月5日	<0.1	3
マンガン及びその化合物(溶解性のものに限る)	mg/L	令和7年6月5日	<0.1	1
ニッケル及びその化合物	mg/L			1
クロム及びその化合物	mg/L			2
1,4-ジオキサン	mg/L			0.5
生物化学的酸素要求量	mg/L	令和7年6月5日	<1.0	25
化学的酸素要求量	mg/L	令和7年6月5日	3.4	25
浮遊物質量	mg/L	令和7年6月5日	<5	60
水素イオン濃度(水素指数)	-	令和7年6月5日	6.6	5.8以上8.6以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	mg/L			※2 5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	mg/L			5
大腸菌数	CFU/ml			800
外観	-	令和7年6月5日	無色透明	※4
臭気	-	令和7年6月5日	無臭	※5
窒素含有量	mg/L			-
燐含有量	mg/L			-
措置	年 月 日			

※1 横浜市生活環境保全等に関する条例施行規則 別表第11及び第12

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 別表第一

ダイオキシン類対策特別措置法施行規則 別表第2

※2 ノルマルヘキサン抽出物質は、鉱油類及び動植物油脂類の合計値を表示しています。

※3「検出されないこと」は定量下限値未満であることを意味しています。

※4 受け入れる水を著しく変化させるような色または濁度を増加させるような色又は濁りがないこと。

※5 受け入れる水に臭気を帯びさせるようなものを含んでいないこと。

※6 アンモニア性窒素に○・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。

令和7年7月23日

## 周縁地下水の水質検査結果

施設名	神明台処分地(第7次Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ期埋立)		
採取場所	処分地内上流域及び下流域		
水質検査結果の得られた年月日	令和7年6月24日		

項目	単位	採取年月日	検査結果		基準値 <sup>※1</sup>
			上流域	下流域	
電気伝導率	mS/m	令和7年6月11日	22	33	-
塩化物イオン	mg/L	令和7年6月11日	9.1	6.0	-
アルキル水銀	mg/L				検出されないこと <sup>※</sup>
総水銀	mg/L				0.0005
カドミウム	mg/L				0.003
鉛	mg/L				0.01
六価クロム	mg/L				0.05
砒素	mg/L				0.01
全シアン	mg/L				検出されないこと <sup>※</sup>
ポリ塩化ビフェニル	mg/L				検出されないこと <sup>※</sup>
トリクロロエチレン	mg/L				0.01
テトラクロロエチレン	mg/L				0.01
ジクロロメタン	mg/L				0.02
四塩化炭素	mg/L				0.002
1,2-ジクロロエタン	mg/L				0.004
1,1-ジクロロエチレン	mg/L				0.1
1,2-ジクロロエチレン	mg/L				0.04
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L				1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L				0.006
1,3-ジクロロプロパン	mg/L				0.002
チウラム	mg/L				0.006
シマジン	mg/L				0.003
チオベンカルブ	mg/L				0.02
ベンゼン	mg/L				0.01
セレン	mg/L				0.01
1,4-ジオキサン	mg/L				0.05
クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)	mg/L				0.002
ダイオキシン類	pg-TEQ/L				1

	年 月 日
措置	

※1一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 別表第二

平成11年環境庁告示第68号 ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壤の汚染に係る環境基準 別表

※2「検出されないこと」は定量下限値未満であることを意味しています。